



公益社団法人

日本薬剤師会

Japan Pharmaceutical Association

薬剤師資格証について

厚生労働省補助事業

保健医療福祉分野の公開鍵基盤HPKIセミナー

2017年1月21日

日本薬剤師会 医薬情報管理部 河野 行満

本日の内容

- 薬剤師資格証の発行に至るまで
- 日本薬剤師会認証局の業務
- 薬剤師資格証の発行業務
- 薬剤師資格証の今後

本日の内容

- **薬剤師資格証の発行に至るまで**
- 日本薬剤師会認証局の業務
- 薬剤師資格証の発行業務
- 薬剤師資格証の今後

薬剤師電子証明書発行までの経緯

▼薬剤師電子証明書の発行

- 平成18年 平成17年の厚労省CP策定を受け、薬剤師HPKI認証局の構築に向けた基礎検討を開始した。
- 同年、日医より医療職能団体電子署名基盤構想（HPKIに関わる設備の転用・共用を三師会で可能とする枠組み）が打ち出される。
- 平成19年 上記構想案の検討に参画
- 平成24年 厚生労働省「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」における処方箋の電磁的な交付を検証するために、薬剤師HPKI認証局（仮運用）を立ちあげ、実証事業用には、薬剤師電子証明書（仮）を発行した。
- このまま、準拠性監査に進む予定であったが・・・

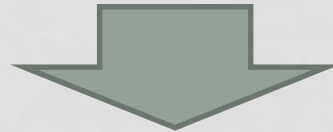
薬剤師資格証発行までの経緯

▼ 薬剤師電子証明書と薬剤師資格証の一体的運用

- 平成25年 日医は、なりすまし医師等への対策等を目的として、医師資格保有者であることを医師電子証明書の「ICカード」の券面に記載し、これを「医師資格証」とし、発行を開始した（⇒医師資格証と医師HPKIカードの一体的運用）。
- 平成26年 日医の流れを受け、本会でも薬剤師電子証明書と薬剤師資格証の一体的運用に向けた作業を開始。
- 同11月 医療ICTの進展に鑑み、希望者への発行から、少なくとも日薬会員全員に薬剤師資格証を発行する方向に方針転換。**注）会員外にも発行を予定しています。**
- 発行フローや運用管理手順、事務取扱要領の書き換え

日本薬剤師会認証局の現況

- 平成28年 3月 厚労省準拠性審査
- 平成28年 4月 厚労省より認証局設置承認
- 平成28年 6月 薬剤師資格証用ICカード発注
- 平成28年 8月 Web申請支援システム、審査管理システム等の発注



- 平成29年 1月 ICカード納品（検収中）
- 平成29年 2月 本会役員等への薬剤師資格証の発行開始（予定）

薬剤師資格証



薬剤師資格証のサンプル

- 券面表記：薬剤師資格証
- 薬剤師免許証記載事項等を記載
- 顔写真あり
- 「薬剤師であることを証する」との記載
- 電子証明書をICチップ内に格納
- 有効期限記載あり



「薬剤師」であることを証明

事業スケジュール

H27年度

- ・ HPKI認証局の構築 H28.3 厚労省準拠性審査

準備

H28年度

- ・ 薬剤師資格証発行体制の確立 H28.4 設置承認

発行開始
200枚程度

H29年度

- ・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知
- ・ 全国会議の開催

発行開始
400枚程度

H30年度

- ・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応

発行継続
3000枚程度

H31年度

- ・ 本格的発行の開始(約2万枚/年)
- ・ 5年後のH35年度までに計10万枚程を発行

本格発行※
2万枚/年

※ ①厚労省CPに従い薬剤師資格証の有効期限を5年とした(5年毎にカード更新)、②カード更新時には、事務作業が必要であり、年間の発行枚数に多寡があると体制整備が難しい、等に鑑み、カード有効期間内に会員約10万人を処理する一定数として算出した(5年で約10万枚)。

本日の内容

- 薬剤師資格証の発行に至るまで
- **日本薬剤師会認証局の業務**
- 薬剤師資格証の発行業務
- 薬剤師資格証の今後

日本薬剤師会認証局の業務

1. 薬剤師資格を証明するカードの発行事業

- 薬剤師であることを証明する「物」としての「薬剤師資格証（カード）」の発行
- 上記に関わる諸業務

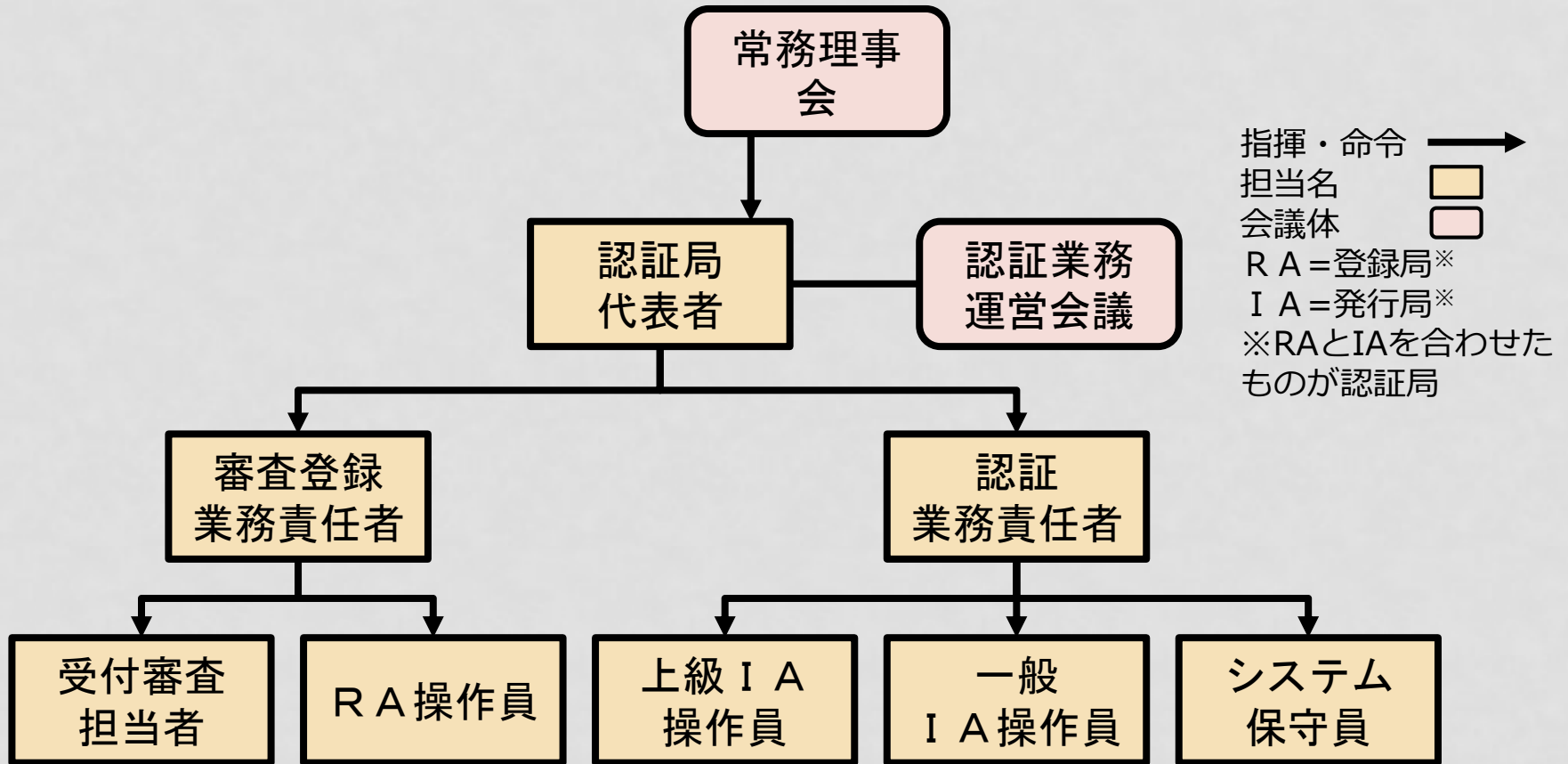
2. 薬剤師資格を証明する電子証明書の発行事業

- 薬剤師資格を電子的に証明する電子証明書と「薬剤師資格証」を一体化させ発行
- 上記に関わる諸業務

3. 認証局を活用するセキュリティを確保した医療IT基盤の整備事業

- 各種医療ドキュメントをe-文書法に対応するための電子署名基盤整備
- 本会の会員支援業務への対応
- 地域医療連携等における標準的なログイン基盤の整備
- その他、上記を遂行するための諸業務

日本薬剤師会認証局運営体制



RA = 登録局 : ICカードに書き込むための情報を作成する役割

IA = 発行局 : RAで作成された情報を基にICカードに情報を書き込み、発行する役割

本日の内容

- 薬剤師資格証の発行に至るまで
- 日本薬剤師会認証局の業務
- **薬剤師資格証の発行業務**
- 薬剤師資格証の今後

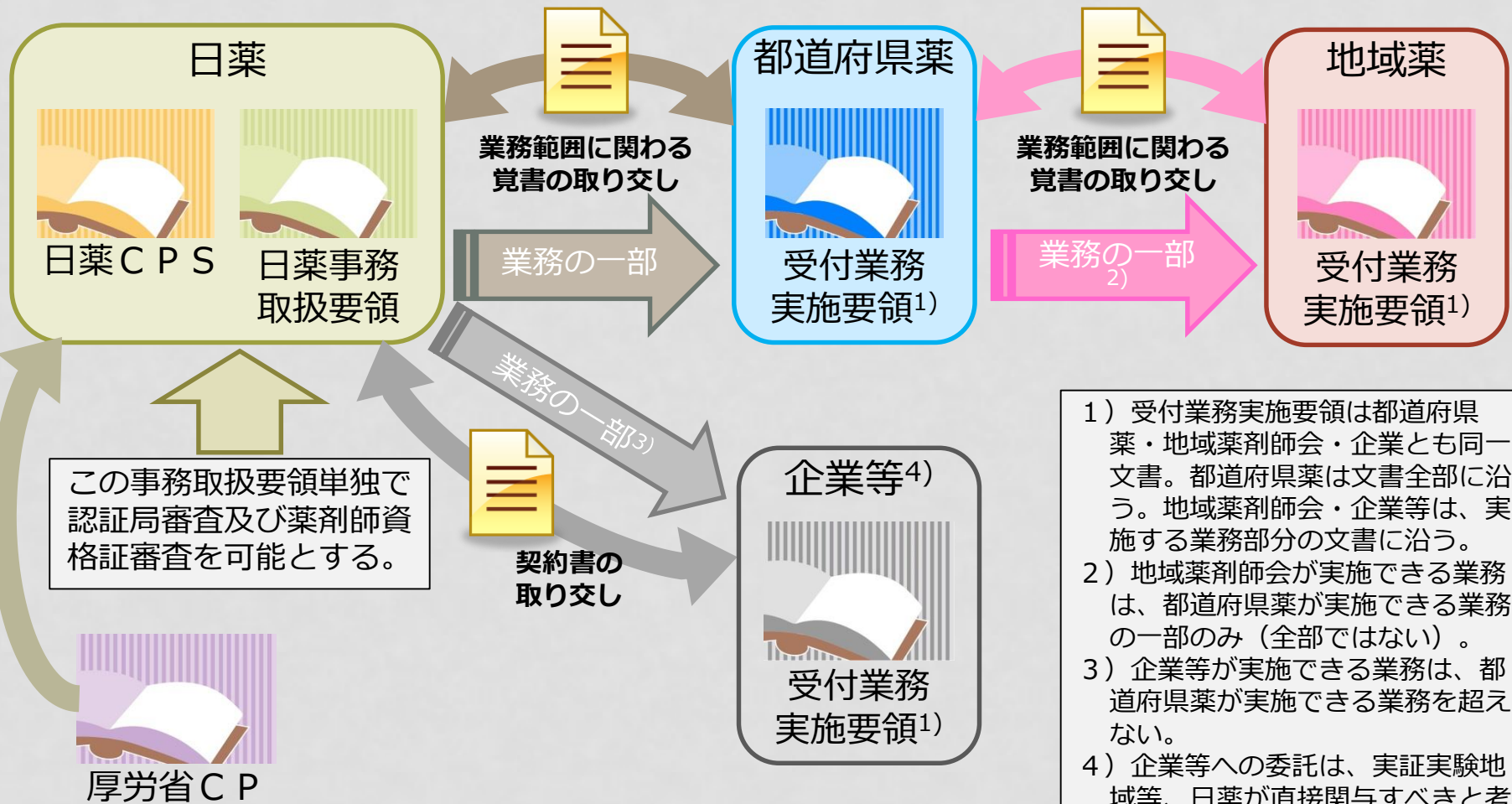
薬剤師資格証発行に対する 基本的な考え方

■ 基本的な考え方

- 「薬剤師資格証」とは、所持する人が薬剤師であることを証明する「物」とすると同時に、内蔵するICチップに電子的なHPKI（保健医療福祉分野公開鍵基盤）証明書を内包し、電子署名等にも利用できる物である。
- 電子署名は、電子処方箋への署名（電子署名）に必須である。また、「物」としては、大規模災害時等に薬剤師資格を示すこと等が可能と考えられる。
- そのため、**信頼性を担保し、「偽」薬剤師に発行しないために、申請受付には、対面での本人確認・資格確認作業が必須**である。
 - ✓ 薬剤師免許証の「すかし」や、裏書きの確認には対面が必須
 - ✓ 顔写真と本人の同等性を確保するためにも対面が必須
 - ✓ 一部業務を地区薬剤師会等に再委託できる仕組みも検討
- その役は都道府県薬剤師会しか担えない。**



日薬CPS & 事務取扱要領構成概要



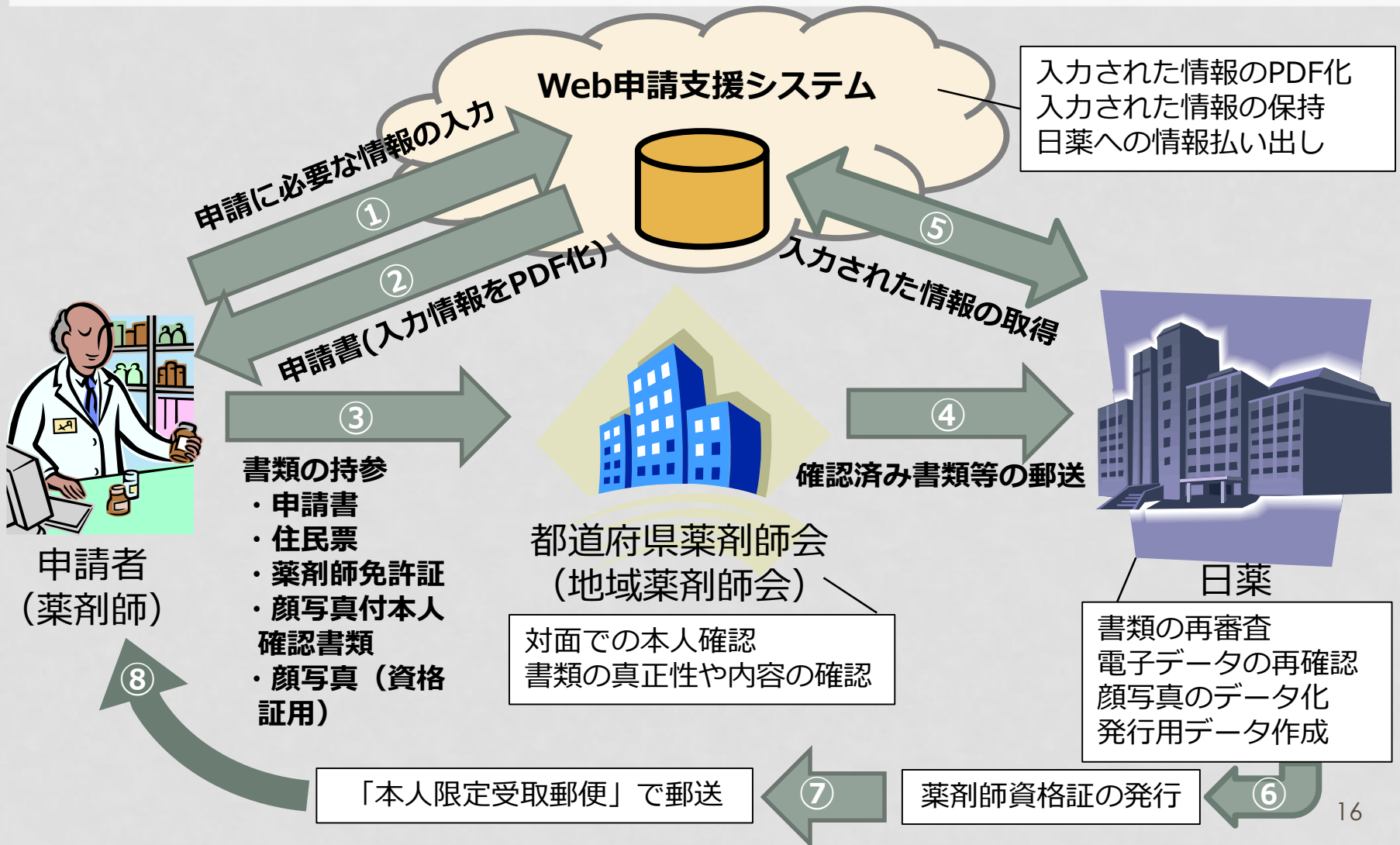
- 1) 受付業務実施要領は都道府県薬・地域薬剤師会・企業とも同一文書。都道府県薬は文書全部に沿う。地域薬剤師会・企業等は、実施する業務部分の文書に沿う。
- 2) 地域薬剤師会が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務の一部のみ（全部ではない）。
- 3) 企業等が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務を超えない。
- 4) 企業等への委託は、実証実験地域等、日薬が直接関与すべきと考えられる場合を想定。

書類審査プロセスの分担

	都道府 県薬	地域 薬
▼受付（申請者本人がいる間に行わなければならない業務）		
申請区分の再確認	○	○
書類の取揃えの確認	○	○
本人確認書類（パスポート・運転免許証等）での本人確認	○	○
薬剤師免許証が偽物でないかの確認（実物の場合）	○	○
本人確認書類と薬剤師免許証（実物の場合）のコピー	○	○
▼内容確認（必ずしも申請者本人がいる必要のない業務）		
書類の確認	○	○
申請書等の内容と各種書類の齟齬がないか確認	○	○
▼日薬に書類を送付		
受け取った書類・写真等を日薬に送付	○	

申請・発行フロー概要

— 効率的な運用のために —



Web申請支援システム構築の理由

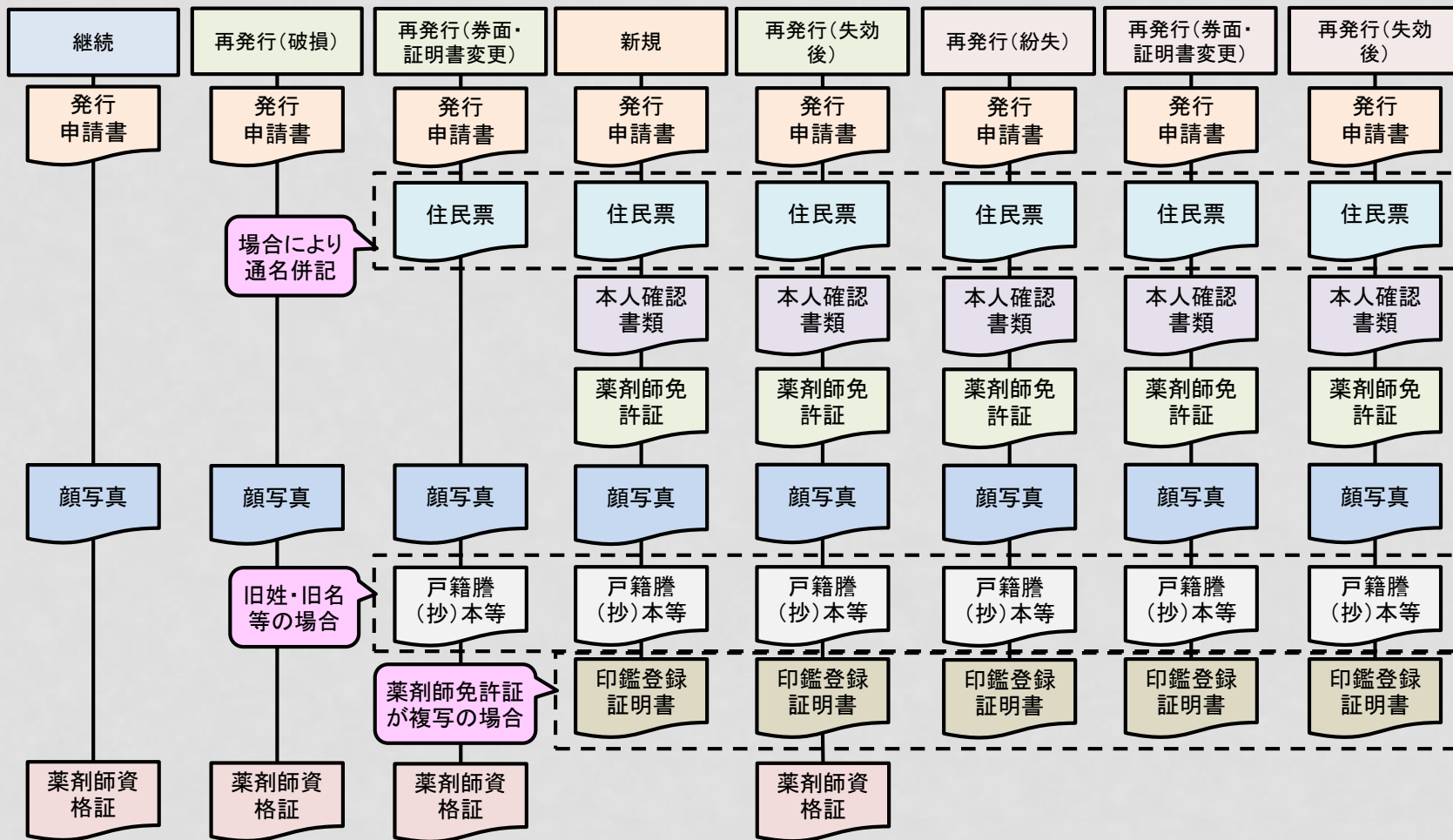
■ 申請者の利便性を高める

- 申請書類の組合せが複数ある。
- 書類に不備があると都道府県薬剤師会で受け付けできない。
- 再申請は、申請者にとって避けたい事象である。

■ 認証局の利便性を高める

- 外字等、印刷不可能な漢字等が入力された状態での申請を回避することが出来る（申請者が自身で代替字を入力して申請）。
- 申請者が入力したデータを認証局で流用できる。

申請種別による必要な書類の違い（例）



薬剤師資格証券面への記載姓名と 本人確認書類等の記載姓名の組合せによる 必要な書類の違い（抜粋）

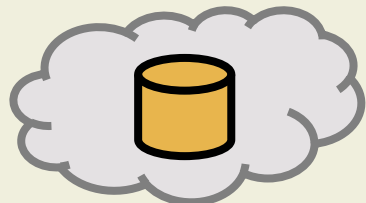
薬剤師資格 証に記載す る姓名	必須書類					条件により必要な書類		
	発行 申請書	住民票	本人確認 書類	薬剤師免 許証 ^{※1}	顔写 真	戸籍謄（抄） 本等 ^{※2}	印鑑登録 証明書 ^{※1}	薬剤師 資格証
現姓 （本名）	現姓 （本名）	現姓（本名） （通名併記も可）	現姓 （本名）	現姓 （本名）	必要	—	薬剤師免許が複 写の際は必要	新規・紛失 以外は必要
↑	↑	↑	↑	旧姓/旧名	↑	必要	↑	↑
↑	↑	通名併記	↑	通名	↑	—	↑	↑
↑	↑	現姓（本名） （通名併記も可）	旧姓/旧名	現姓 （本名）	↑	必要	↑	↑
↑	↑	↑	↑	旧姓/旧名	↑	必要	↑	↑
↑	↑	通名併記	↑	通名	↑	必要	↑	↑
↑	↑	↑	通名	現姓 （本名）	↑	—	↑	↑
↑	↑	↑	↑	旧姓/旧名	↑	必要	↑	↑
↑	↑	↑	↑	通名	↑	—	↑	↑

Web申請支援システムを利用した場合の書類の流れ

申請者が実施

都道府県薬が実施

日薬が設置



Web申請支援システム



申請者
(薬剤師)

都道府県薬に
行く前にアクセス

■書類の持参

▼必須書類

- ・申請書
- ・住民票
- ・本人確認書類
- ・薬剤師免許証
- ・顔写真（資格証用）

▼条件により必要な書類等

- ・戸籍謄（抄）本等
- ・印鑑登録証明書
- ・失効申請書
- ・薬剤師資格証

申請書等の作成と
必要書類の指示

書類の
取揃え



都道府県薬剤師会

- ・申請区分の再確認
- ・書類の取揃え確認
- ・本人確認
- ・薬剤師免許証確認
- ・一部書類の複写
- ・書類の確認
- ・申請書の内容と各種書類の記載に齟齬がないか確認

地域薬剤師会での
実施も可能

日薬に
送付

データ取得



日薬

20

本日の内容

- 薬剤師資格証の発行に至るまで
- 日本薬剤師会認証局の業務
- 薬剤師資格証の発行業務
- **薬剤師資格証の今後**

薬剤師資格証の 本格発行までに必要な検討

- 日本薬剤師会会員番号を券面に記載するか
 - 日薬の会員番号は入退会により変わる場合がある。
- 簡単に読み出せる領域に格納する情報とその利用法
 - カード内の簡単な仕掛けで読み出せる領域に何を格納し、どんな利用を想定するか（薬剤師資格証発行時に書き込む予定）。
- 価格設定
 - カード発行費？ 年会費？ 会員特別価格の設定等
- 費用徴収スキーム
 - 当面は、クレジットカード&コンビニ決済
- 必要な資料をどう取り揃えるか
 - 都道府県薬剤会向けマニュアル、会員向けリーフレット等

薬剤師資格証の利用場面を どう想定するのか

- 電子証明書を使ってできること
 - 地域医療情報連携基盤へのログイン
 - 電子処方箋に調剤済み印として押印する
 - 薬剤師として押印している書類を電子的に発行する場合
- 券面でできること（民間発行なので限界あり）
 - 薬剤師であることの確認
 - 身分の提示



- 利用シーンが目前に迫っているわけではない。
- 電子処方箋の実証事業等では必須だが、普及への効果は？
- 何をキーワードに普及に務めるかが課題

検討事項も山積みの状態ですが、
今後の地域医療情報連携基盤等
の進展や電子処方せんの発行に
鑑み、着実に対応する予定です。

ご静聴ありがとうございました。